

宮城県監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成28年4月19日

宮城県監査委員 中 山 耕 一  
宮城県監査委員 坂 下 賢  
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子  
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

記

- 1 監査委員の報告日  
平成28年2月18日
- 2 通知のあった日  
平成28年3月23日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H26年度収入未済額

現年度分	116,736,889円
過年度分	226,450,056円
合 計	343,186,945円

・ H25年度収入未済額

現年度分	137,232,016円
過年度分	374,011,109円
合 計	511,243,125円

ロ 措置の内容

平成25年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成27年度県税事務運営」並びに当所の「平成27年度事務実施計画」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と県税収入の確保に努めた。

個人県民税については、管内町村と協働で滞納整理等を行う組織「チームT.O.T.O」の取組として、町村と協議の上、滞納整理対象事案を43件とし、町村徴税吏員の相互併任と県税職員の町村併任制度を生かし、常に情報を密に交換しながら滞納額縮減に積極的に取り組んだ。また、「チームT.O.T.O」対象事案以外にも、従前から行ってきた共同催告・共同徴収に取り組んだほか、地方税法第48条に基づく直接徴収として、町村から9件引受けし徴収に努めるなど、町村支援のため各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、差押え中心の滞納整理を積極的に進め、自動車の集中差押えをはじめ、預貯金や給与等の債権差押えによる取立や捜索による動産の差押え・引き揚げ等を実施した。また、引き揚げた動産は市町村との合同公売会やインターネット公売に付して換価するなど、収入未済額の縮減に積極的に取り組んだ。

## (2) 東部県税事務所

### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

#### ・ H26年度収入未済額

現年度分	125,106,153円
過年度分	396,167,165円
合 計	521,273,318円

#### ・ H25年度収入未済額

現年度分	131,854,644円
過年度分	506,243,228円
合 計	638,097,872円

### ロ 措置の内容

平成25年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成27年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減を図るとともに、税収の確保に努めた。

個人県民税については、共同催告、合同捜索及び地方税法第48条による直接徴収を実施したほか、市町職員を対象とした研修会の開催や県税還付金の差押え支援など市町支援の各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、預貯金、給与等の債権を中心とした財産調査を積極的に進め、これらの調査結果を活用し、効果的な催告を行い自主納付に繋げるとともに、差押え等の滞納処分を実施した。

## (3) 東部県税事務所登米地域事務所

### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

#### ・ H26年度収入未済額

現年度分	42,707,069円
過年度分	144,382,907円
合 計	187,089,976円

#### ・ H25年度収入未済額

現年度分	80,399,219円
過年度分	117,170,662円
合 計	197,569,881円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成27年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減及び税収確保に努めた。

個人県民税については、登米市との住民税徴収対策会議及び東部県税事務所、東部県税事務所登米地域事務所、気仙沼県税事務所合同で管内市町職員を対象とした滞納処分研修会を開催するとともに、県税還付金差押え支援や税務関係者が集まる会合等において特別徴収義務者指定の普及啓発を行った。また、宮城一斉滞納整理強化月間中においては、登米市長との連名による共同催告書の発送を行うなど、登米市の徴収対策を推進する支援に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、大口滞納者等の事案検討会を5回開催し、対応方針を確認・決定しながら、早期の住民税等財産調査を実施し、預貯金や給与を中心とした差押え等の滞納処分を積極的に行った。また、財産調査等の結果、資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行うなど適切な債権管理に努めた。

(4) 保健環境センター

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

臨時職員の賃金について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

- ・件数 4件
- ・金額 259,742円

ロ 措置の内容

再発防止のため、会計課で作成している会計事務例月処理カレンダーを活用し、班内職員間で声を掛け合い、迅速かつ適切に支払事務を行うとともに、今年度から導入している内部統制システムに基づく、状況確認、処理促進の声掛けと、相互チェックにより、適正な会計事務に努めることとした。

(5) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H26年度収入未済額

現年度分	6,331,290円
過年度分	42,580,317円
合計	48,911,607円

・H25年度収入未済額

現年度分	5,777,476円
過年度分	42,927,586円
合計	48,705,062円

○生活保護扶助費返還金

- ・ H26年度収入未済額
 

現年度分	13,619,606円
過年度分	29,348,902円
合 計	42,968,508円

- ・ H25年度収入未済額
 

現年度分	9,126,522円
過年度分	22,377,576円
合 計	31,504,098円

○過誤払返納金（生活保護扶助費返納金等）

- ・ H26年度収入未済額
 

現年度分	259,581円
過年度分	870,489円
合 計	1,130,070円

- ・ H25年度収入未済額
 

現年度分	548,361円
過年度分	322,128円
合 計	870,489円

ロ 措置の内容

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

平成27年4月に第1回母子父子寡婦福祉資金対策検討会を開催し、収入未済額縮減に向けた行動計画、取組方針、収入未済額縮減に当たっての職員の心構えを策定した。

収入未済額縮減に当たっては、滞納発生の未然防止策と滞納発生後の回収策を実践した。

未然防止策としては、貸付申請時に借受人、連帯借受人、連帯保証人と面接し、資金計画の精査等を行うとともに、償還開始前にも借受人等との面接を行い償還についての意識付けを行った。

滞納発生後は、速やかに督促や電話・訪問等による償還指導を行うとともに、未償還の理由を把握し、償還方法の変更等を提案したほか、少額でも継続的な納入が有効である場合には、分納により納入を促進した。また、集中取組期間を設定し、電話・文書・家庭訪問を効果的に組み合わせた償還指導や職場訪問を実施した。

なお、平成28年2月に第2回検討会を開催し、今後の取組として夜間徴収体制の強化を図ることとし、夜間電話催告・訪問指導を実施した。

・平成26年度分収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額	48,911,607円
収入済額	5,465,119円
不納欠損額	0円
平成28年1月末収入未済額	43,446,488円

○生活保護扶助費返還金

生活保護扶助費返還金の収入未済額については、各地区担当ケースワーカーが定期的に家庭訪問をして督促や納入指導を粘り強く行い、収入未済の解消を図った。必要に応じて、履行延期の手続について指導助言を行い、分割納入による収入未済解消に努めた。また、毎月、生活支援第一班と生活支援第二班との副所長等を交えた生活保護定例班会議において、収入未済者の一覧表を配布して督促や納入状況を確認することで、職員の収入未済に対する意識を向上させ、収入未済の解消に努めた。さらに、新たな返還金が

発生しないように被保護世帯の状況を適切に把握するとともに、被保護者に対しては、年度初めに「生活保護のしおり」を配布し適切な収入申告について指導を徹底した。また、11月に「仙台保健福祉事務所返還金等納入事務実施要領」を定め、適正な債権管理と収入未済の解消に努めた。

・平成26年度分収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額	42,968,508円
収入済額	1,775,011円
不納欠損額	0円
平成28年1月末現在収入未済額	41,193,497円

○過誤払返納金

被保護者の死亡や転出等により生活保護費に過給が発生し、返還金が生じたものである。生活保護扶助費返還金と同様に、督促や返還の指導を徹底し、収入未済の解消に努めた。今後も継続して返還の解消に努めるとともに、新たな返還金が発生しないよう定期的な家庭訪問を行い被保護者の生活及び収入状況の把握に努めていく。

・平成26年度分収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額	1,130,070円
収入済額	0円
不納欠損額	0円
平成28年1月末現在収入未済額	1,130,070円

(6) 北部保健福祉事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、調定遺漏が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、年度末の未収金に係る調定を行わなかったもの。

- ・件数 1件
- ・調定遺漏金額 466,000円

ロ 措置の内容

監査委員事務局の指導に基づき、即日、過年度分における調定及び今後の処理について会計課に確認したところ、過年度分については、平成25年度の出納閉鎖後に一括調定すべきであったが、既に遡及処理はできないことから、現時点での残債分の一括調定を行い処理されたい、との回答を得て、指導に基づき、即日、現時点での残債全額(466,000円)の調定を行った。

今後の対応としては、引き続き債権の適正な管理及び履行の確保に当たるとともに、内部統制システムの活用などにより再発防止を図り、適正な事務処理に努めていく。

・平成27年度処理状況

調定額	466,000円
収入済額	50,000円
平成28年1月末現在収入未済額	416,000円

(7) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H26年度収入未済額

現年度分	2,682,225円
過年度分	11,927,585円
合計	14,609,810円

・H25年度収入未済額

現年度分	4,002,285円
過年度分	9,735,890円
合計	13,738,175円

ロ 措置の内容

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

未納者に対して、督促状による通知後、電話、文書及び直接訪問による償還指導を行っている。

未納者の中には、心身不調の問題を抱えたり、経済的に不安定な家庭も多く、償還が滞る家庭が見受けられるが、今後も引き続き未納者に寄り添った指導を行うとともに、分納等、柔軟に対応していく。

また、所内に未済金に係る個別具体的な対応策を検討する未済金対策会議を設立し、今年度は11月と2月に強化月間を設定した。県庁からの注意文書と同時期に催告書を送付し、男性職員の同行訪問等を実施したところ、数年間連絡が取れなかった未納者と接触することができ、償還に繋がった。

さらに、貸付後償還開始前も、在学証明書や住所変更届、現況調査等の提出について働きかけ、状況の変化を予め把握することで、早い段階から収入未済の発生防止に努める。

・平成26年度分収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額	14,609,810円
収入済額	2,076,349円
不納欠損額	0円
平成28年1月末現在収入未済額	12,533,461円

(8) 水産技術総合センター

イ 監査委員の報告の内容

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

非常勤職員の報酬について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

- ・件数 1件
- ・金額 119,727円

ロ 措置の内容

担当者及び出納員が、会計事務例月処理カレンダーによるチェックを徹底するとと

もに、出納員が担当者へ定期的に声掛けを行うこととしたほか、非常勤職員の報酬（支給定日21日）の事務処理を、臨時職員の賃金（支給定日10日）の支払事務処理時期と合わせることで、処理漏れの防止を図った。

(9) 仙台塩釜港湾事務所

イ 監査委員の報告の内容

港湾施設使用料（水域占用料）の徴収において、督促を行わないため延滞金を徴収できなかったものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

（内容）

- ・ 件数            1 件
- ・ 調定金額      400,580円
- ・ 延滞金額      28,000円

ロ 措置の内容

会計事務に関する認識不足による複数のミスが重なったため発生した不適切な事務処理であったことから、今後は、会計事務担当職員と許認可事務担当者間の連携を密にし、会計制度に関する知識の習得及び適切な会計事務の執行に努める。

また、財務システム出力帳票等を活用して事務処理状況や対応策を複数の目で確認するなど、内部統制の周知徹底により会計事務等のチェック体制を強化するとともに、関係法令等の遵守や公金の取扱いについて注意喚起を行った。